

立命館大学安全保障輸出管理規程

(目的)

第1条 この規程は、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）にもとづき、本大学における安全保障輸出管理（以下「輸出管理」という。）の適切な実施について必要な事項を定め、もって国際的な平和および安全の維持ならびに学術研究の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 外為法等 外為法およびこれにもとづく政令、省令、通達等をいう。
- (2) 技術の提供 次に掲げる行為をいう。
 - イ 外国（外為法第6条第1項第2号に定める地域をいう。以下同じ。）における技術の提供もしくは外国に向けて行う技術の提供またはこれらを目的とした国内における技術の提供（技術を記載し、もしくは記録した文書もしくは記録媒体を外国へ送付し、または技術を電気通信により外国に向けて送信する行為を含む。以下同じ。）を行うこと。
 - ロ 非居住者（外為法第6条第1項第6号に定める者をいう。）への技術の提供またはそれを目的とした居住者（外為法第6条第1項第5号に定める者をいう。）への技術の提供を行うこと。
- (3) 貨物の輸出 外国を仕向地として貨物（外為法第6条第1項第15号に定める動産をいう。以下同じ。）を送付すること（貨物の国内における送付で、外国を仕向地として送付されることが明らかなものを含む。）をいう。
- (4) 取引 技術の提供または貨物の輸出をいう。
- (5) リスト規制技術 外国為替令（以下「外為令」という。）別表の1の項から15の項までに定める技術をいう。
- (6) リスト規制貨物 輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第1の1の項から15の項までに定める貨物をいう。
- (7) 該非判定 提供しようとする技術または輸出しようとする貨物が、リスト規制技術またはリスト規制貨物（以下「リスト規制技術等」という。）に該当するか否かを判定することをいう。
- (8) 取引審査 該非判定の内容のほか、取引の相手先または相手先における用途の内容を踏まえ、本大学として当該取引を行うか否かを判断することをいう。
- (9) 大量破壊兵器等 核兵器、軍用の化学製剤もしくは細菌製剤もしくはこれらを散布するための装置またはこれらを運搬することのできるロケットもしくは無人航空機をいう。
- (10) 通常兵器 輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物（大量破壊兵器等に該当するものを除く。）をいう。
- (11) 開発等 開発、製造、使用または貯蔵を行うことをいう。
- (12) 機構等 各学部、各研究科、各研究機構および各教育推進機構をいう。
- (13) 教職員 本大学の教員、有期雇用研究職員および非常勤研究職員ならびに輸出管理の必要がある業務に携わる事務職員、有期雇用職員および事務補助職員をいう。
- (14) 学生等 学生（特別研究学生、特別聴講学生、科目等履修生、聴講生、研究生および研修生を含む。）および客員協力研究員その他本大学において研究を行う者をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、教職員および学生等が本大学における教育、研究その他の活動として行うすべての技術の提供および貨物の輸出に適用する。

(基本方針)

第4条 本大学における輸出管理の基本方針は、次の各号のとおりとする。

- (1) 国際的な平和および安全の維持を妨げるおそれがあると判断される取引は行わないこと。
- (2) 取引にあたっては、外為法等およびこの規程（この規程により別に定めるものを含む。）を遵守すること。
- (3) 輸出管理を適切に実施するため、輸出管理の責任者を定めるとともに、輸出管理にかかる体制の整備および充実に努めること。

(安全保障輸出管理最高責任者)

第5条 本大学に安全保障輸出管理最高責任者（以下「輸出管理最高責任者」という。）をおき、学長をもって充てる。

2 輸出管理最高責任者は、前条の基本方針にもとづき、輸出管理上の重要事項の最終的な決定を行う。

(安全保障輸出管理統括責任者)

第6条 本大学に安全保障輸出管理統括責任者（以下「輸出管理統括責任者」という。）をおき、研究を担当する副学長のうちから、輸出管理最高責任者が指名する者をもって充てる。

2 輸出管理統括責任者は、輸出管理最高責任者の指示にもとづき、本大学における輸出管理に関する業務を統括する。

(安全保障輸出管理アドバイザー)

第7条 本大学に安全保障輸出管理アドバイザー（以下「輸出管理アドバイザー」という。）をおき、輸出管理について専門的な知見を有する者のうちから、輸出管理統括責任者が委嘱する。

2 輸出管理アドバイザーは、輸出管理統括責任者の業務を補佐し、外為法等に関する専門的な助言を行う。

(機構等安全保障輸出管理責任者)

第8条 輸出管理最高責任者は、輸出管理の必要がある機構等に、機構等安全保障輸出管理責任者（以下「機構等輸出管理責任者」という。）をおくことができる。機構等輸出管理責任者は、当該機構等の長をもって充てる。

2 機構等輸出管理責任者は、当該機構等における輸出管理に関する業務を統括する。

(機構等安全保障輸出管理担当者)

第9条 機構等輸出管理責任者は、機構等に機構等安全保障輸出管理担当者（以下「機構等輸出管理担当者」という。）をおくことができる。

2 機構等輸出管理担当者は、当該機構等の事務を掌る課の事務長または課長をもって充てる。

3 機構等輸出管理担当者は、機構等輸出管理責任者の指示にもとづき、当該機構等における輸出管理に関する事務を処理する。

(全学安全保障輸出管理事務局)

第10条 本大学に全学安全保障輸出管理事務局（以下「全学輸出管理事務局」という。）をおき、研究部をもって充てる。

2 全学輸出管理事務局は、輸出管理統括責任者の指示にもとづき、本大学の輸出管理に関する機構等に共通する業務を行う。

(安全保障輸出管理委員会)

第11条 本大学に、輸出管理に関する重要事項を審議するため、安全保障輸出管理委員会（以下「委員会」という。）をおく。

2 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 輸出管理にかかる規程等の制定および改廃に関する事項
- (2) 輸出管理にかかる教育研修等の実施に関する事項
- (3) 輸出管理にかかる監査に関する事項
- (4) 輸出管理統括責任者から諮問された事項にかかる調査等に関する事項
- (5) その他輸出管理に関する重要事項

3 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。ただし、第7号の事務部長がおかれていない場合は、当該部の次長を委員とする。

- (1) 輸出管理統括責任者
- (2) 研究部長
- (3) 輸出管理アドバイザー
- (4) 機構等安全保障輸出管理責任者のうちから輸出管理統括責任者が指名した者 若干名
- (5) 教学部長

(6) 国際部長

(7) 研究部事務部長

(8) その他輸出管理統括責任者が指名した者

- 4 前項第 4 号および第 8 号の委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 委員会に委員長をおき、第 3 項第 1 号の委員をもって充てる。
- 6 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 7 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(事前確認)

第 1 2 条 教職員は、取引を行おうとするときは、輸出管理統括責任者が指定する様式にもとづき、取引の相手先、用途その他輸出管理統括責任者が指定する事項について、外為法等に抵触する可能性の有無を事前に確認しなければならない。

- 2 教職員は、前項の取引について、機構等輸出管理責任者の確認が不要であると輸出管理統括責任者が定めるものを除き、機構等輸出管理責任者の確認を得なければならない。この場合において、該非判定を必要とするときは、該非判定について輸出管理アドバイザーと協議しなければならない。

(取引審査)

第 1 3 条 教職員は、前条第 2 項の確認により取引審査の手續を要する旨の確認を得た取引を行おうとするとき、または大量破壊兵器等もしくは通常兵器の開発等に用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可申請すべき旨の通知を受けた取引を行おうとするときは、輸出管理統括責任者が指定する取引審査申請書を作成し、機構等輸出管理責任者による一次の取引審査を経て、輸出管理統括責任者による二次の取引審査を受け、その承認を得なければならない。

- 2 教職員は、取引審査により承認が得られた取引について、提供しようとする技術もしくは輸出しようとする貨物の仕様に追加が生じたとき、または提供しようとする技術もしくは輸出しようとする貨物に追加が生じたときは、改めて前条の事前確認を行うものとする。

(取引許可に係る申請)

第 1 4 条 輸出管理統括責任者は、前条第 1 項にもとづく承認を行った取引のうち、外為法等にもとづく経済産業大臣の許可が必要となる取引については、経済産業大臣に対して許可申請を行うものとする。

(技術の提供管理)

第 1 5 条 教職員は、技術の提供を行うときは、第 1 2 条および第 1 3 条の手續が終了し、および技術の内容に変更がないことを確認しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、教職員は、提供しようとする技術が外為法等にもとづく経済産業大臣の許可が必要なものであるときは、当該許可を得ていることを確認しなければならない。
- 3 教職員は、前 2 項の確認ができないときは、当該技術の提供を行ってはならない。

(貨物の輸出管理)

第 1 6 条 教職員は、貨物の輸出を行うときは、第 1 2 条および第 1 3 条の手續が終了し、および貨物の内容に変更がないことを確認しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、教職員は、当該貨物の輸出が外為法等にもとづく経済産業大臣の許可が必要な貨物の輸出であるときは、当該許可を得ていることを確認しなければならない。
- 3 教職員は、前 2 項の確認ができないときは、当該貨物の輸出を行ってはならない。
- 4 教職員は、貨物の輸出を行う場合に通関時に事故が発生したときは、直ちに当該輸出の手續を取りやめ、輸出管理統括責任者にその旨を報告しなければならない。
- 5 輸出管理統括責任者は、前項の報告があったときは、輸出管理アドバイザー等と協議のうえ、適切な措置を講ずるものとする。

(文書管理)

第17条 教職員は、輸出管理の手續に必要な文書、図面または電磁的記録（電子的方式、電磁的方式その他の人の知覚によって認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）の作成にあたっては、事実にもとづき正確に記載しなければならない。

2 教職員は、輸出管理に係る文書、図面または電磁的記録について、技術が提供された日または貨物が輸出された日の属する年度の初日から起算して、10年間保管しなければならない。

(報告)

第18条 教職員は、外為法等もしくはこの規程に対する違反または違反のおそれがあることを知った場合または外国において技術もしくは貨物を紛失し、もしくは盗難に遭った場合は、速やかに機構等輸出管理責任者を經由して輸出管理統括責任者にその旨を報告しなければならない。

2 輸出管理統括責任者は、前項の報告により、外為法等に違反している事実が明らかになったとき、または違反したおそれがあるときは、速やかに学内の関係部署に対応を指示するとともに、遅滞なく関係行政機関に報告するものとする。この場合において、当該報告の内容が特に重大な違反であるときは、あらかじめ輸出管理最高責任者に報告し、対応を協議するものとする。

3 輸出管理統括責任者は、二次の取引審査において取引を承認したあと、当該取引について大量破壊兵器等または通常兵器の開発等に用いられるおそれその他輸出管理上の懸念があることが明らかになったときは、遅滞なく輸出管理最高責任者に報告し、対応を協議するとともに、関係行政機関に報告するものとする。

(教育)

第19条 輸出管理統括責任者は、外為法等およびこの規程の遵守について理解させるとともに、その確実な実施を図るため、教職員に対し、輸出管理の教育研修を計画的に実施するものとする。

2 機構等輸出管理責任者は、当該機構等の教職員に対し、輸出管理について理解を深め、意識の高揚を図るための啓発その他必要な情報の提供に努めるものとする。

3 教職員は、自らの教育、研究その他の活動において、リスト規制技術等を保管し、または使用する研究室等を利用する学生等に対し、外為法等およびこの規程の遵守についての理解を深めるため必要な教育研修を行うよう努めるものとする。

(監査)

第20条 輸出管理統括責任者は、本大学における輸出管理が、外為法等およびこの規程にもとづき適正に実施されていることを確認するため、輸出管理業務に係る監査を定期的に行うよう努めるものとする。

(懲戒)

第21条 学校法人立命館は、故意または重大な過失によりこの規程に違反した教職員またはこれに関与した教職員について、学校法人立命館教職員懲戒手續規程にもとづき、懲戒を行う場合の手續に付すものとする。

(手續要領)

第22条 この規程に定めるもののほか、輸出管理に関し必要な事項は、輸出管理統括責任者が安全保障輸出管理手續要領に定める。

(規程の改廃)

第23条 この規程の改廃は、安全保障輸出管理委員会の議を経て、大学協議会が行う。

附 則

この規程は、2015年12月1日から施行する。